

2024 年度

学 生 便 覧

看 護 学 科



明日の医療人を育む

朝日医療大学校

ASAHI COLLEGE OF
MEDICAL AND HEALTH PROFESSIONALS



心、そして技術ある人

オレンジのリボンはあたたかな人の「心」を
紺のリボンは確かな「技術」を示しています
朝日の「A」をかたどった朝日リボンは人の縁を繋げます

建学の精神

原点は人、伝えたい技術とところろ

実践的な職業教育を通じて有為な人材を養い

仁術と慈愛に満ちた人にやさしい社会人を育む

教育理念

人の痛みや苦しみを分かち合える豊かな心を育てます。

他の専門職とも連携し、専門知識と技術を

学び続ける姿勢を育てます。

地域・社会で必要とされる広い視野を持ち、

自らの役割と責任を担える医療人を育てます。

教育目的

本校は、学校教育法及び医療関係法規に基づき、医療従事者に関する専門的知識・技能を教授し、もって幅広い教養と豊かな人間性や科学的思考を身につけた専門職業人を養成するとともに、人々の保健医療福祉に寄与し社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(学則第1章 総則 第1条)

教育目標

教育基本法を順守し、とりわけ、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し勤労を重んじる態度を備えた人材、それぞれが地域社会に対して何をやれば貢献できるかが分かる人材、そして Discipline (躰・規律) を身に付け社会から迎え入れられる人材を育成する。

本学の目指す教育課程編成の理念

本学の教育目標を達成するため、新卒者のみならず社会人の学び直しに対しても、入学前の選択が理系や文系の相違を問わず、柔軟に対応できるように教育課程を構成する。

看護学科教育目的

生命の尊厳と慈愛に基づく、魂（心と命）を備えた看護の実践者を育成する。

看護学科の教育目標

1. 生命の尊厳と個別の人格が尊重できる感性と創造力豊かな人間性を養う
2. 看護の対象を総合的に理解し、科学的根拠に基づき分析・判断をし、看護を計画的に実践できる能力を養う
3. あらゆる対象・健康状態に合わせた看護の実践能力を養う
4. 看護専門職としての責任を持ち、保健医療福祉チームの一員として、他の医療従事者および地域社会の人々と協働できる人材を育成する
5. 国際的視野を持ち、多様な人々の幸福のために貢献できる行動力を持った人材を育成する
6. 看護の専門職者として看護に誇りと愛着を持ち、生涯にわたりよりよい看護の実現に向けて自己研鑽と自己評価をし続けることができる人材を育成する

看護学科教育方針

本学は、「原点は人、伝えたい技術とところ」を建学の精神として、日々進歩・変化する保健医療福祉のニーズに則し、かつ高度化・専門分化する医学に対応し得る専門的知識・技術と高い倫理観を持った人格形成を重視するという使命を果たすものとして、地域社会の要請に応じてきた。

看護学科においては、4年間の教育課程による看護教育を展開することで、資格取得のための指定規則に則った3000時間に400時間以上をくわえ、医療従事者としてはもとより、豊かな人間性と、高い倫理観を備えた看護師を育成する教育内容により、優れた人材育成を目指す。教育活動としては、1. 超高齢社会に対応すべく、看護に必要な知識や技術の習得により「チーム医療」の推進や他職種との役割分担や連携を可能にする学習環境を作る。2. 学生の通学・学びやすさを考えたキャンパスを提供する。3. 医療技術の進歩に合わせた、新しい医療教育を導入・展開する。4. 教職員が一丸となり、個々の学生に応じた学習支援を行うとともに、開かれた学園として地域貢献を具現化する。という4つを柱とする。

そして、日々進歩・変化する保健医療福祉のニーズに則し、かつ高度化・専門分化する医学に対応し得る看護の専門的知識・技術と高い倫理観を持った学生を育成したい。

しかしながら、学生の多くは生活体験の乏しさや、人間関係力の希薄さ、コミュニケーション能力の低さなど、現代社会の課題ともいえる精神的弱さを抱えている。こうした課題に対して、教師は学生に寄り添いながら「ともに育つ」という思いを込めて、学校生活を支援していくものである。

看護における基本概念

人間

- 1) 人間は、心（欲求・感情・言葉）を持った存在である。
- 2) 人間は、命を持ったかけがえのない存在である。
- 3) 人間は、社会的な存在であり、一人では生きていけない。
- 4) 人間は、基本的ニーズを持つ。
- 5) 人間は、環境と相互作用を持つ。
- 6) 人間は、自己理解能力を持つ。
- 7) 人間は、誰もがみな生から死への経過をたどる。

環境

- 1) 環境は、社会的集団により構成される。
- 2) 環境は、人間を取り巻き、よりよく生きるために不可欠である。
- 3) 環境は、倫理観により秩序が保たれる。
- 4) 環境は、流動的であり、その場に応じたニーズを持っている。
- 5) 環境は、グローバル社会を包括する。

健康

- 1) 健康は、万人が等しく有する基本的原理である。
- 2) 健康は、魂（心と命）が安定している状態である。
- 3) 健康は、取り巻く環境の影響を受ける。
- 4) 健康は、個々の人間自らが保持・増進・予防し作り出すものである。

看護

- 1) 看護は、健康・不健康を問わず、あらゆる健康レベルの人間を対象とする。
- 2) 看護は、社会の多様な人間関係を基盤とする。
- 3) 看護は、生命の尊厳を基盤とする。
- 4) 看護は、人間愛を基盤とする。
- 5) 看護は、倫理観を持ち実践する。
- 6) 看護は、対象を相互的に理解することが基盤となる。
- 7) 看護は、実施において説明責任がある。
- 8) 看護は、援助的関係の形成が必要である。
- 9) 看護は、保健医療福祉チームにおいて独自の役割機能を持つ。

<アドミッションポリシー>

アドミッションポリシー「入学者受入方針」

- ① 各学科の職業に就くことを強く希望し、国家試験受験資格取得に向けて、学びたい気持ちを表現できる人
- ② 主体性・多様性及び協働性が医療人に強く求められている事を知っている人
- ③ 今まで何をどのように学び、これから何をどのように学びたいかを表現できる人
- ④ 自らの学習の目的、学習計画及び学習継続の強い意志について表現できる人
- ⑤ ボランティア等の社会活動や部活を継続してきた等の多様な経験がある人

看護学科は、生命の尊厳と慈愛に基づく、魂（心と命）を備えた看護の実践者を育成するために、以下のような学生を求めています。

- ① 看護師国家試験の受験資格を強く希望し、学びたい気持ちを表現できる人
- ② 主体性・多様性及び協働性が医療人に強く求められている事を理解し、他者を尊重して物事に取り組むことができる人
- ③ 今まで何をどの様に学び、これから何をどのように学びたいかを表現できる人
- ④ 自らの学習の目的、学習計画及び学習継続の強い意志について表現できる人
- ⑤ 他者への関心を持ち、自分も他者も大切にできる人

<カリキュラムポリシー>

カリキュラムポリシー 「教育課程編成・実践方針」

基本的な視点として、以下の8項目に重点を置き教育課程を構成する。

- ① 国家試験は、専門職として必要不可欠な質を担保するものである。
よって、国家試験の受験資格を取得させることを主眼に置いた科目構成にする。
また、省令で定める基準単位数又は授業時間数を基本に、必要最低限の単位数で教育課程を編成する。
- ② 基礎分野を配置し、豊かな人間性を養い、且つ医学の基本を修得させるよう有機的構成に

- する。
- ③ 基礎分野と専門基礎分野を組み合わせた動機付け科目群を複数配置し、目指す医療職を好きにさせるよう有機的構成にする。
 - ④ 専門科目と実技を連携させて配置し、現場を重視した職業観を養成するために、自らが主体的に臨床実習へ参加していく態度を身につけさせるよう有機的構成にする。
 - ⑤ 基礎分野で修得したコミュニケーションスキル・倫理観等が、専門基礎分野・専門分野で修得した知識と共に、実技において実践できる流れを作るよう有機的構成にする。
 - ⑥ 学生を臨床実習に出すための形成的評価を、1年生の時から実践する。
具体的には、単独の専任教員が1年生から連続して基礎科目・専門基礎科目・専門科目・実技を受け持つ流れを複数配置し、学生と教員との距離を近くする。
そして、形成的評価が継続できるよう有機的構成にする。
 - ⑦ 形成的評価を基に、適時個別に、勉学に必要な合理的配慮を行い、更に適切な手法で全単位取得へと導くよう、有機的構成にする。
 - ⑧ 専任教員は個々の科目の中で、多職種連携講義やボランティアなどの地域参加を取り入れ、多様性を身に付けさせるよう、有機的構成にする。

<ディプロマポリシー> (学位授与方針)

朝日医療大学校では、本学の教育目的を達成するため以下の4つの学修成果を獲得したものに、「国家試験受験資格」の必須条件である卒業を認定する。

- ① 体系的な学習（基礎分野・専門基礎分野・専門分野）を通して、専門的医療に不可欠な専門的学力や技術力、更にスペシャリストとしてのマインドを身に付けている。
- ② 医療福祉という広い視点を持ち、物事の本質を見抜き、他職種の専門家と議論する力を修得し、且つ多様な課題を解決し得る判断力を身に付けている。
- ③ 専門領域へつながる基礎的な学力を養うとともに、専門領域を超えて探求する好奇心を身に付けている。
- ④ コミュニケーション能力を身に付け、人間として受け入れられる資質と「人間が好き」と思う感性を身に付けている。

<アセスメントポリシー> (学習成果の評価方針)

① 大学校全体

入学試験、卒業状況、就職率、進学率、学修行動調査、課外活動状況、学生満足度調査、卒業時アンケート調査等の指標を用いて、卒業時の学修成果の達成状況を大学校における活動全体を通して評価・検証します。

② 学科

入学試験、単位修得状況、Semester・年間・累計 GPA、卒業論文、国家試験合格状況、学修行動調査、課外活動状況、学生満足度調査、卒業時の成長実感（キャリアプランシート）、卒業生満足度調査等の指標を用いて、学修成果の達成状況を教育プログラムにおける活動全体を通して評価・検証します。

③ 授業科目

シラバスに記載された科目ごとの具体的な到達目標とそれに応じた直接的・間接的成績評価方法に基づく達成度、授業評価アンケート等の指標を用いて、科目ごとの学修成果の達成状況評価・検証します。

看護学科学年別到達目標

教育目標	到達目標	
1) 生命の尊厳と個別の人格が尊重できる感性と想像力豊かな人間性を養う	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・人間、生命、心についてみつめることができる。 ・自己及び他者の感情に気付くことができる。 ・自己の強み・弱みに気付くことができる。 ・人としての倫理観について考えることができる。
	2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の権利、患者の権利、生命の尊さについての感性・想像力を深めることができる。 ・感情の意味を知り自己の感情コントロールができる。 ・自己の傾向に気付き看護に生かすことの必要性がわかる。 ・看護師として必要な倫理観について考えることができる。
	3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・どの対象にも、人権や生命の尊重を基盤においた看護ができる。 ・自己を見つめ自己を看護の人間関係に活用できる。 ・対象の個別性を客観的にとらえることができる。社会人として相手の立場に立った行動がとれる。 ・看護の実践を通して倫理観を養うことができる。
	4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・4年間の学習を通して人間としての成長を評価できる。 ・自己の成長や課題に気付き個別の人格が尊重できる。 ・よりよく生きるための環境を整え自己の力を発揮できる。 ・主体的に取り組む姿勢を身につけることができる。 ・看護における倫理的課題について考え看護実践できる。
2) 看護の対象を総合的に理解し、科学的根拠に基づき分析・判断し、看護を計画的に実践できる能力を養う	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・人体の構造と機能について理解できる。 ・人間の心理と行動について学び、基本的ニーズを理解できる。 ・人間のライフサイクルについて理解できる。 ・健康は、魂が安定している状態とわかる。 ・対象との人間関係が看護に影響することがわかる。
	2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・個人及び家族の考え方や生活過程に沿った看護の必要性がわかる。 ・対象の看護の必要性を認識し、看護過程を展開する方法を学ぶことができる。 ・科学的知識に基づいて判断し、科学的根拠のある看護実践に取り組むことができる。
	3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・人間は身体的・心理的・社会的側面をもつ総合的な存在であることを理解できる。 ・人間の健康段階及び発達段階に応じたとらえ方ができる。 ・学んだ知識、技術、学生としての態度を統合し、対象の個別性に応じた看護の実践ができる。 ・多種多様な状況の中で、科学的根拠がある方法を選択し、実践することができる。
	4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・多重課題や複数患者への看護について経験できる。 ・チームの中での自己の役割が理解できる。 ・他職種との連携の必要性がわかる。 ・研究態度と主体的に学ぶ習慣を継続できる。

3) あらゆる対象・健康状態に合わせた看護の実践能力を養う	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の発達段階や健康レベルがわかる。 ・健康は取り巻く環境の影響を受けることが理解できる。
	2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階や健康レベルに合わせた看護について考えることができる。
	3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の全体像から発達段階や健康レベルをアセスメントに活かし看護の個別性に反映できる。
	4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の対象の発達段階や健康レベルをアセスメントし看護の実施、評価ができる。
4) 看護専門職としての責任を持ち、保健医療福祉チームの一員として、他の医療従事者および地域社会の人々と協働できる人材を育成する	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・誰とでも円滑なコミュニケーションが取れるように努力できる。 ・自己のかかわりが人間関係に影響することがわかる。 ・保健医療福祉チームの職種の一員として看護師が役割を担っていることが理解できる。
	2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の役割が理解できる。 ・保健医療福祉チームの職種と役割について知ることができる。 ・チームの一員としてカンファレンスに参加できる。
	3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の役割と責任が認識できる。 ・保健医療福祉チームの一員として看護師の果たす役割が理解できる。 ・カンファレンスに参加し看護職としての意見を述べるができる。
	4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉チームの一員の中での看護師の果たす役割と責任を認識し、実行できる。
5) 国際的視野を持ち、多様な人々の幸福のために貢献できる行動力を持った人材を育成する	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々との人間関係を築くことの大切さを学び、諸外国との協力について考えることができる。
	2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動を通して、多様な人々の幸福のために自ら進んで貢献でき、喜びを感じることができる。
	3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・臨地実習を通して、医療現場の現状と課題を学ぶことにより、社会貢献の精神が育ち、社会参加の中で自己実現ができる。
	4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的視野における看護の役割を理解し、国際社会の中での看護の役割について興味・関心が育つ。
6) 生涯にわたり、よりよい看護の実現に向けて自己研鑽と自己評価を続けることができる人材を育成する	1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的、計画的に学習を進めて看護師になるための基礎を身につける。
	2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、実習を通して自己評価を繰り返し次の学習に活かすことができる。 ・看護学会に参加し学会の在り方がわかる。
	3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学会に参加し、看護は生涯にわたり自己研鑽が必要であることが理解できる。
	4年次	<ul style="list-style-type: none"> ・学会で学びえたことを、看護研究演習に活かすことができる。 ・自己の課題を評価し、次のステップにできる。

沿 革

- 平成 3 年 4 月 学校法人山田学園を設立
- 平成 10 年 4 月 法人名を「学校法人朝日専修学園」に改組
- 平成 13 年 4 月 「朝日医療技術専門学校」を岡山市北区伊福町三丁目に開設
柔道整復学科に昼間部／夜間部を設置
- 平成 14 年 4 月 「朝日医療技術専門学校」鍼灸学科に夜間部を設置
- 平成 17 年 4 月 「朝日リハビリテーション専門学校」を岡山市北区桑田町に開設
理学療法学科に夜間部を設置
- 平成 18 年 4 月 「朝日医療技術専門学校」鍼灸学科に昼間部を設置
「朝日リハビリテーション専門学校」理学療法学科に昼間部を設置
- 平成 20 年 4 月 「朝日医療専門学校広島校」を広島市西区己斐本町一丁目に開設
柔道整復学科に昼間部／夜間部を設置、鍼灸学科に夜間部を設置
- 平成 20 年 4 月 岡山校の校名を「朝日医療技術専門学校」から「朝日医療専門学校岡山校」
法人名も「学校法人朝日専修学園」から「学校法人朝日医療学園」に変更
- 平成 21 年 1 月 岡山市北区絵図町に「朝日医療専門学校岡山校」の校舎を移転
- 平成 21 年 4 月 「朝日医療専門学校広島校」鍼灸学科に昼間部を設置
- 平成 25 年 4 月 学校法人進研学園との合併により、同法人の事業「朝日高等歯科衛生専門学校」を
承継する
- 平成 27 年 4 月 「朝日医療専門学校岡山校」言語聴覚学科に昼間部を設置
- 平成 28 年 4 月 岡山市北区奉還町二丁目に岡山 3 校「朝日医療専門学校岡山校」「朝日リハビリテ
ーション専門学校」「朝日高等歯科衛生専門学校」を統合し、「朝日医療大学校」
に改称
- 平成 29 年 4 月 「朝日医療大学校」看護学科に昼間部を設置

2024年度 主要学校行事予定

時 期	項 目	目 標	当該学年
4月1日	学校行事	入学式 新入生が本校の学生としての自覚と責任をもち、看護学生として学習するための決意を新たにする。	1学年
6月14日		宣誓式 1)看護について考え看護への誓の詞を学生自らが考える過程を通じて、主体的に取り組む姿勢を育む。 2)看護学生としての自覚と責任を持ち、臨地実習に向けた決意を明確にする。	2学年
3月9日		卒業式 卒業生としての自覚をもって看護実践することの動機づけとともに、看護師として社会貢献していく自覚と責任を決意する。	4学年
4月2～5日	学友会活動	入学時オリエンテーション 入生ができるだけ早く学習環境に慣れ、適応できるよう動機づけする。	1学年
4月		防災訓練 防災対策に対する意識を高めるとともに、訓練に参加し災害時の活動について理解する。	全学年
4月～3月		オープンキャンパス(OC) 1)本校の特徴を学生が理解し、看護職に興味を持つ中高生、一般を対象に看護や看護職について関心を高めてもらうよう働きかける。 2)自校に対する誇りと愛校心を醸成する。	全学年
4月2・11日		健康診断 心身ともに健康な状態で学習継続ができるように健康保持に努めるとともに自己管理について考える機会とする。	全学年
卒業前		特別講演 1)幅広い分野に対する興味関心を持つ機会を得ることで感受性や社会性を養う。 2)4年生は卒業前教育として、専門知識の統合を行い、看護職としての自覚と責任を再確認する。	4学年
10月27日		朝日祭 1)全学科の交流と看護学科の団結力を養う場とする。 2)リーダーシップ、メンバーシップ能力を養う。また、地域との交流を深め、社会性を高める。	全学年
2月	壮行会 国家試験受験前の4年生を激励し、それぞれの学年としての自覚を高める。	全学年	

朝日医療大学 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び医療関係法規に基づき、医療従事者に関する専門的知識・技能を教授し、もって幅広い教養と豊かな人間性や科学的思考を身につけた専門職業人を養成するとともに、人々の保健医療福祉に寄与し社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、朝日医療大学と称する。

(位置)

第3条 本校は、岡山県岡山市北区奉還町二丁目7番1号に置く。

(自己点検・自己評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動及び学校運営等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員、在学年限)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び在学年限は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	在学年限	備考
医療専門課程	看護 学科	4年	40人	160人	8年	昼間
	理学療法 学科	4年	40人	160人	8年	昼間
	言語聴覚 学科	3年	30人	90人	6年	昼間
	歯科衛生 学科	3年	50人	150人	6年	昼間
	鍼灸 学科	3年	30人	90人	6年	昼間 (午前)
		3年	30人	90人	6年	昼間 (午後)
	柔道整復 学科	3年	30人	90人	6年	昼間 (午前)
		3年	30人	90人	6年	昼間 (午後)
			280人	920人		

2 本校の在学年限は、休学期間を除き、在学年限を超えることはできない。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本校の学期は次のとおりとする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長が特に必要と認める場合には、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び本校が別に定める日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業日 8月1日から9月30日の間で本校が定める期間
- (4) 冬季休業日 12月20日から翌年1月7日の間で本校が定める期間
- (5) 春季休業日 2月20日から4月10日の間で本校が定める期間
- (6) 創立記念日 3月15日

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	開始時間	終了時間	曜日
医療専門課程	看護 学科	昼間	9:00	16:10	月～金
	理学療法 学科	昼間	10:40	16:10	
	言語聴覚 学科	昼間	9:00	16:10	
	歯科衛生 学科	昼間	9:00	16:10	
	鍼灸 学科	昼間 (午前)	9:00	13:10	
		昼間 (午後)	13:40	17:50	
	柔道整復 学科	昼間 (午前)	9:00	13:10	
		昼間 (午後)	13:40	17:50	

- 2 ただし、学校行事、校外授業、実習、臨床実習、臨地実習及び実験のときは上記の限りではない。その他学校長が必要と認めた場合は、各学科会議の審議に基づいて、始業又は終業の時刻を変更することができる。

第3章 教職員組織及び会議

(教職員組織)

第9条 本校に学校長、副学校長、学校長補佐、学科長、専任教員、事務職員、その他必要な教職員を置くことができる。

- 2 教職員の職務及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(会議)

第10条 本校に次の会議を置き、校務の円滑かつ適正な運営を図る。

- (1) 大学校協議会
- (2) 各学科会議
- 2 前項の会議及び委員会に関し必要な事項は別に定める。

(その他の会議)

第11条 前条に定めるもののほか、必要に応じて会議又は委員会を設ける。

第4章 入 学

(入学資格)

第12条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第125条第3項に定める高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第183条の定めるところにより高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者
- 2 岡山県知事から指定又は認定された第5条の学科に係る養成所又は養成施設に入学することができる者は、第1項各号の一に加えて、各学科の細則に定める入学資格に該当する者とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、4月1日とする。

(入学の出願)

第14条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第33条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

- 第15条 前条の手続きを終了した者に対して、提出された書類と学力検査の成績に基づき入学の選考を行うものとする。
- 2 入学試験の判定は、各学科会議で審議し、大学校協議会の議を経て、その結果を参考にして学校長が決定する。
 - 3 入学試験に関し必要な事項は別に定める。

(入学の手続き)

- 第16条 入学試験に合格した者は、本校が定める期間内に第33条の入学金等を納付の上、本校所定の書類を学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

- 第17条 連帯保証人は、保証する学生（以下「本人」という。）の在学中、当該学生に関する一切の責任について連帯して保証する。
- (1) 連帯保証人は書面により誓約しなければならない。
 - (2) 連帯保証人は保護者・親族等の独立の生計を営む成年者でなければならない。
 - (3) 連帯保証人は、身分又は住所に変更があった場合には直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。

- (4) 連帯保証人を変更する場合には、本校の許可を得なければならない。連帯保証人を変更した場合には、新たに第1号の誓約書を提出しなければならない。
- 2 本校から本人への連絡が取れない場合には、連帯保証人は、本校からの意思表示を本人に代わって受けることとする。

(転入学)

- 第18条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(編入学)

- 第19条 本校への編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

第5章 休学、復学、退学等

(休学)

- 第20条 疾病その他やむを得ない事由により休学する学生は、連帯保証人署名の上、所定の用紙に事由を記し、学校長の許可を得なければならない。
- 2 休学の期間は原則として当該年度内とする。
- 3 休学は原則として同学年で1回限りとする。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

- 第21条 休学期間中にその理由が消滅した学生は、連帯保証人署名の上、所定の用紙に事由を記し、学校長の許可を得て復学することができる。

(転出学)

- 第22条 転出学を希望する学生は、連帯保証人署名の上、所定の用紙に事由を記し、学校長の許可を得なければならない。

(転科・転部)

- 第23条 転科は認めない。
- 2 転部は、原則として認めない。

(退学)

- 第24条 退学しようとする者は、連帯保証人署名の上、所定の用紙に事由を記し、学校長の許可を得なければならない。

(除籍)

- 第25条 次の各号の一に該当する者は、各学科会議で審議し、大学校協議会の議を経て、学校長が除籍することができる。
- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第20条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 次の各号の一に該当する者は、各学科会議で審議し、大学校協議会の議を経て、学校長が抹籍することができる。
- (1) 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- (2) 第36条第2項に定める退学の懲戒処分を受けた者

- 3 前項第1号に該当する場合で、かつ、抹籍を猶予すべき特段の事情が認められる場合には、授業料が納付されるまでの間、当該学生の在学資格を停止し、自宅待機を命ずることができる。

第6章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第26条 本校の教育課程及び単位数等は、学科ごとに別表に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入学若しくは編入学する者又は原級留置、休学その他の理由により、従前に履修していた教育課程を履修することができなくなった者に適用する別表は、当該者が属する学科及び学年の在學生に適用される別表とする。
- 3 教育の履修方法等については、学科ごとに別に定める。

(単位数)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習及び臨地実習については、40時間から45時間の範囲内で定める授業をもって1単位とする。

(単位・成績評価の認定)

第28条 単位の認定については、授業の方法、内容並びに年間授業計画及び評価基準をシラバスによりあらかじめ學生に明示し、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の成績により認定を行う。

- 2 単位及び成績評価の認定は、各学科会議で審議し、大学校協議会の議を経て学校長が決定する。
- 3 成績評価はA、B、C、Dの評語をもって表し、A、B、Cを合格とする。
- 4 各科目において出席時間数が授業時数の3分の2に達しないものは、その科目について評価を受けることができない。
- 5 病気その他やむを得ない理由により科目試験を受けることのできなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

(他の大学又は専修学校等における修得単位の取扱い)

第29条 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種を養成する教育機関として文部科学大臣から指定されている学校又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事から指定されている養成所等において既に履修した科目については、免除することができる。

- 2 前項の規定による科目の免除は、各学科会議において単位互換認定を審議し、大学校協議会の議を経て学校長が認定する。
- 3 第1項に定める既修得単位は、本校の総修得単位数の2分の1を超えない範囲で認定することができる。

第7章 進級及び卒業認定

(進級の認定)

第30条 第26条第1項別表に基づく当該年度の履修科目の認定を受けた者は、各学科会議において進級を審議し、大学校協議会の議を経て学校長が認定する。

(卒業の認定)

第31条 第26条第1項別表に定めるすべての授業科目の単位修得の認定を受けた者は、各学科会議において卒業を審議し、大学校協議会の議を経て学校長が認定する。

(称号の授与)

第32条 前条により各学科を修了した者は、それぞれ次と称することができる。

- (1) 看護学科 高度専門士 (医療専門課程)
- (2) 理学療法学科 高度専門士 (医療専門課程)
- (3) 言語聴覚学科 専門士 (医療専門課程)
- (4) 歯科衛生学科 専門士 (医療専門課程)
- (5) 鍼灸学科 専門士 (医療専門課程)
- (6) 柔道整復学科 専門士 (医療専門課程)

第8章 学生納付金等

(学生納付金)

第33条 本校の入学検定料、入学金及び授業料は次のとおりとする。

学科名	入学検定料	入学金	授業料
看護学科	25,000 円	300,000 円	(1年次) 1,100,000 円
			(2年次以降) 1,300,000 円
理学療法学科	25,000 円	300,000 円	1,350,000 円
言語聴覚学科	25,000 円	300,000 円	1,350,000 円
歯科衛生学科	25,000 円	300,000 円	760,000 円
鍼灸学科	25,000 円	300,000 円	1,320,000 円
柔道整復学科	25,000 円	300,000 円	1,320,000 円

- 2 前項に定める授業料は、年額を一括して3月31日までに納入 (以下「全納」という。) し、又は年額の2分の1ずつを前期及び後期の2回に分けて前後期開始日の前日までに納入 (以下「分納」という。) しなければならない。
- 3 第5条に定める在学期間中の学生は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 納付金を滞納した場合、各学科会議の審議に基づき、学校長は在学資格を停止又は抹籍することができる。
- 5 休学を許可された学生については授業料を免除し、休学期間中、本校に在籍する対価として、次に定める在籍料を納付しなければならない。ただし、既に授業料を納

付している場合はこの限りでない。

(1) 前後期を通じて休学する場合

在籍料 120,000 円

(2) 前期又は後期のいずれかを休学する場合

在籍料 60,000 円

6 単位不認定科目をもつ者は、当該期間中の在籍料と受講希望科目に相当する単位数に応じた再履修料として、次のとおり納付しなければならない。

(1) 進級して、不認定科目を受講する場合

再履修料 20,000 円 (1 単位あたり)

(2) 留年して、不認定科目を受講する場合

在籍料 120,000 円

再履修料 20,000 円 (1 単位あたり)

7 学校長が認めたときは、入学検定料、入学金、授業料及び在籍料の一部又は全部を減免することができる。

8 学生納付金支払に関し必要な事項は別に定める。

(学生納付金の返還)

第 3 4 条 前条第 1 項に定める入学検定料は、受験の有無にかかわらず返還しない。

2 前条第 1 項に定める入学金は、入学の有無にかかわらず返還しない。

3 前条第 1 項の授業料は、次に定める場合を除き、一切返還しない。

(1) 入学試験の合格者で、3 月 3 1 日までに所定の用紙にて入学辞退を申し出たとき。

(2) 授業料を納入した者で、前期分においては 3 月 3 1 日までに、後期分においては 9 月 3 0 日までに所定の用紙にて休学又は退学を申し出たとき。

第 9 章 賞 罰

(褒賞)

第 3 5 条 成績優秀にして他の模範となる者、又は本校の名誉になる行動をした者については褒賞することができる。

(懲戒)

第 3 6 条 学校長は、本校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認めたときは、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は訓告・停学及び退学とする。

3 学校長は、学生に対し懲戒を加える場合には、学生の意思を聴いた上で行わなければならない。ただし、懲戒を行う緊急の必要がある場合又は所在不明等により、学生の意見を聴くことが困難な事情がある場合には、この限りでない。

4 第 1 項の懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して命じることができる。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、本校の教育活動を妨げる行為を行った者

(5) その他学生としての本分に著しく反した者

5 懲戒については、懲戒対象行為の悪質性、結果の重大性等を総合的に考慮して決定

する。

第10章 健康管理

(健康管理)

- 第37条 学校保健安全法第13条及び同法施行規則第6条の規定に基づき、健康診断を毎年定期に実施する。
- 2 健康管理に関し必要な事項は別に定める。

第11章 図書室の利用

(図書室の利用)

- 第38条 本校所有の図書は、学園財産として大事に取り扱わなければならない。
- 2 図書室の利用に関し必要な事項は別に定める。

第12章 学則の遵守

(学則の遵守)

- 第39条 本校に所属する教職員及び学生は、この学則を尊重し擁護する義務を負う。

第13章 雑 則

(その他)

- 第40条 本学則のほか、本校の運営に関し必要な事項は別に定める。

(改正)

- 第41条 本学則は、必要に応じて改正を行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月までに、鍼灸学科昼間部若しくは夜間部に入学又は編入学した者は、第26条第1項に定める別表5-1を適用し、平成28年4月以降に入学又は編入学する者は、改正後の別表5を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月までに、理学療法学科昼間部に入学又は編入学した者は、第26条第1項に定める別表1-1を適用し、平成29年4月以降に入学又は編入学する者は、改正後の別表1を適用する。
- 3 平成29年3月までに、理学療法学科夜間部に入学又は編入学した者は、第26条第1

項に定める別表 2-1 を適用し、平成 29 年 4 月以降に入学又は編入学する者は、改正後の別表 2 を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条第 2 号に定める言語聴覚学科の規定は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、同日以後に修了した者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 3 月までに歯科衛生学科に入学、転入学、又は編入学した者の授業料については、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科名	授業料
歯科衛生学科	650,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 3 月 31 日において柔道整復学科の昼間部又は夜間部に在学し、平成 30 年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者の始業及び終業の時刻については、第 8 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

昼夜別	学科名	開始時間	終了時間	曜日
昼間部	柔道整復 学科	13:00	16:10	月～金
夜間部	柔道整復 学科	18:00	21:10	月～金

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 31 年 3 月までに言語聴覚学科に入学、転入学、又は編入学した者の修業年限については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科名	修業年限	入学定員	総定員	在学年限
言語聴覚 学科	2 年	30 人	60 人	4 年

- 3 平成31年3月までに言語聴覚学科に入学、転入学、又は編入学した者の授業料については、第33条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科名	授業料
言語聴覚学科	1,400,000 円

- 4 平成31年3月までに看護学科に入学、転入学、又は編入学した者の授業料については、第33条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科名	授業料
看護学科	1,350,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月までに鍼灸学科の夜間部、柔道整復学科の昼間部又は夜間部に入学、転入学、又は編入学した者の定員については、第5条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	在学年限
昼間部	柔道整復 学科	3 年	60 人	180 人	6 年
夜間部	鍼 灸 学科	3 年	30 人	90 人	6 年
	柔道整復 学科	3 年	30 人	90 人	6 年

(経過措置)

- 3 令和3年3月31日において鍼灸学科の昼間部又は夜間部、柔道整復学科の昼間部又は夜間部に在学し、令和3年4月1日以降も引き続き在学する者の始業及び終業の時刻については、第8条第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

昼夜別	学科名	開始時間	終了時間	曜日
昼間部	鍼 灸 学科	13:00	16:10	月～金
	柔道整復 学科	12:00	16:10	

夜間部	鍼灸学科	18:00	21:10	月～金
	柔道整復学科	17:00	21:10	

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 本学則は、令和5年11月1日から施行し、令和4年4月1日以降に入学又は編入学した者に適用する。

教育内容

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)														
基礎分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		情報科学	コンピューターの基本概念と原理を学び、情報処理技術と統計学的手法を学び、看護に応用できる	1	30	1	○	○		○			○	
○		行動科学	人間の心理と行動の関係を理解し、健康行動への支援方法に応用できる	1	30	1	○			○				○
○		論理学	論理的思考力を育成し論理的自己表現の方法を学ぶことができる	1	30	1	○			○				○
○		統計学	得た情報の推測や記述を統計学的にどう読み取るのか具体例を通して学ぶことができる	3	30	1	○	○		○				○
○		倫理学	倫理の基本的考え方を理解し、現代医療の倫理的課題への取り組みについて学ぶことができる	1	30	1	○			○				○
○		心理学	人間の心理を理解し、対象理解・人間関係を築くための基盤を養うことができる	1	30	1	○			○				○
○		人間関係論	看護における対人関係の重要性を理解し、多様な場面において効果的な相互関係について実践的に学ぶことができる	1	30	1	○	○		○	○	○		
○		家族関係論	家族について理解し、近代社会特有の課題と支援方法について学ぶことができる	1	15	1	○			○				○
○		外国語	実用的な医学用語および看護場面に活かせる英会話を学ぶことができる	1	30	1	○			○				○

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)														
基礎分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		体育	保健の知識を習得し、他者との協調性を養うとともに自己の体力増進を図ることができる	1	15	1	○		○	○			○	
○		健康スポーツ	多様な場面での健康支援について幅広く学ぶことができる	4	15	1	○	○	○	○	○		○	
○		社会人教育	接遇の基本を学び社会人としての品格を養うことができる	1	15	1	○	○		○			○	
○		芸術	看護場面に活かせる茶道・華道・手芸の基礎を学ぶことができる	4	15	1	○	○	○	○			○	
○		レクリエーション	レクリエーションの意義を学び、看護の実際に活かすことができる	1	15	1	○	○	○	○			○	○

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)

専門基礎分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		医学概論	医学モデルに沿った、臨床推論・疾病治療について学び、近年の医療の在り方が理解できる	1	15	1	○			○			○	
○		東洋医学	東洋医学の基本的概念を理解し看護への応用ができる	2	30	1	○			○				○
○		解剖生理学基礎	人体の構造と機能の概要が理解できる	1	15	1	○			○				○
○		病理学基礎	病理学総論について理解できる	1	15	1	○			○				○
○		臨床生化学	身体の代謝の仕組みが理解できる	1	15	1	○			○				○
○		臨床微生物・医動物	感染症と病原体について理解できる	1	15	1	○			○				○
○		臨床薬理学	薬物の作用・副作用を学び、人体への影響が理解できる。主な疾患と治療がわかる	1	15	1	○			○				○
○		臨床栄養学	臨床栄養学の基礎が理解できる	1	15	1	○			○				○
○		解剖生理学・病態臨床学 呼吸機能系	呼吸器系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	1	30	1	○			○				○
○		解剖生理学・病態臨床学 循環機能系	循環器系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	1	30	1	○			○				○
○		解剖生理学・病態臨床学 栄養代謝機能系	栄養代謝機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	2	30	1	○			○				○

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)

専門基礎分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		解剖生理学・病態臨床学 造血機能系	造血機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	1	30	1	○			○			○	
○		解剖生理学・病態臨床学 脳・神経機能系	脳・神経機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	2	30	1	○			○			○	
○		解剖生理学・病態臨床学 運動機能系	運動機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	2	30	1	○			○			○	
○		解剖生理学・病態臨床学 内部環境調節機能系	内部環境調節機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	2	30	1	○			○			○	
○		解剖生理学・病態臨床学 感覚機能系	感覚機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	2	30	1	○			○			○	
○		解剖生理学・病態臨床学 免疫機能系	免疫機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	2	30	1	○			○			○	
○		解剖生理学・病態臨床学 性・生殖機能系	性・生殖機能系のメカニズムを理解し、疾病の成り立ちと回復の促進が理解できる	1	15	1	○			○			○	

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)

専門基礎分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		周手術期	疾患による侵襲的治療が理解できる	2	15	1	○			○		○		
○		緩和ケア	緩和ケアの基本を学ぶ	2	15	1	○			○			○	
○		健康と社会・生活	現代社会の特徴を理解し個人と社会のかかわりが理解できる	1	15	1	○			○			○	
○		健康行動論 I (リハビリテーション)	健康の維持・疾病の回復を促進するためのリハビリテーションの基礎的知識がわかる	1	15	1	○			○			○	
○		健康行動論 II (放射線、臨床検査)	健康の維持・疾病の回復を促進するための放射線・臨床検査の基礎的知識がわかる	1	15	1	○			○			○	
○		社会福祉と社会保障	社会保障制度・社会福祉の概要がわかる	3	15	1	○			○			○	
○		医療関係法規	医療・看護に関連する医療関係法規が理解できる	4	15	1	○			○			○	
○		公衆衛生	公衆衛生の健康指標や方策がわかる	3	15	1	○			○			○	

(医療専門課程 看護学科) 2024年度 (8期生用)

専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		看護学概論	看護の本質が理解できる	1	30	1	○	○		○				
○		基本技術Ⅰ (安全・安楽・コミュニケーション)	対象の理解と共通基本技術が習得できる	1	30	1	○	○		○				
○		基本技術Ⅱ (看護過程Ⅰ)	看護実践の基礎となる看護過程の概要が理解できる	1	15	1	○			○				
○		基本技術Ⅱ (看護過程Ⅱ)	ペーパーペイシェントによる看護過程の展開が習得できる	2	30	1	○	○		○				
○		日常生活援助技術Ⅰ (環境・活動・休息)	環境・活動・休息の意義を理解し、援助方法の習得ができる	1	30	1	○	○		○				
○		日常生活援助技術Ⅱ (食事・排泄)	食事・排泄の意義を理解し、援助方法の習得ができる	1	30	1	○	○		○				
○		日常生活援助技術Ⅲ (清潔)	清潔の意義を理解し、援助方法の習得ができる	1	30	1	○	○		○				
○		診療の補助技術 (与薬・検査・治療・処置時の看護技術)	診療の補助技術が習得できる	1	30	1	○	○		○				
○		看護方法論Ⅰ (臨床看護総論)	臨床での看護総論が理解できる	1	30	1	○	○		○				
○		看護方法論Ⅱ (ヘルスアセスメントⅠ)	ヘルスアセスメントの基本が理解できる	1	15	1	○	○		○				
○		看護方法論Ⅱ (ヘルスアセスメントⅡ)	全身の系統的ヘルスアセスメント技術が実施できる	2	30	1	○	○		○				

(医療専門課程 看護学科) 2024年度 (8期生用)

専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		日常生活援助技術の統合演習	病気に罹患し療養される対象への日常生活における援助方法についての知識・技術・態度を習得する。	1	30	1	○	○		○				
○		診療の補助技術の統合演習	看護実践の基礎となる診療援助技術を取得する。	3	30	1	○	○		○				
○		地域・在宅看護論	地域特性及び対象の特性に応じたアセスメント方法、地域看護活動の基本的な展開方法について理解する	1	30	1	○	○		○				
○		健康を支える地域演習	地域で生活している住民を対象に暮らしぶりや介護予防・健康増進活動等の実際について学ぶ	2	30	1	○	○		○				
○		地域・在宅看護概論	地域で療養する人々の看護活動の基本を学ぶことができる	1	15	1	○	○		○				
○		地域・在宅援助論Ⅰ (日常生活の援助)	地域で療養する対象とその家族に必要な特徴的な日常生活援助技術の応用が習得できる。	2	30	1	○	○		○				
○		地域・在宅援助論Ⅱ (事例にみる在宅看護)	事例を通して社会資源の活用および在宅で療養する特徴的な疾患および治療における看護が習得できる。	2	30	1	○	○		○				
○		地域・在宅看護論演習	事例および受け持ち患者の情報をもとに、在宅で療養する対象およびその家族に必要な看護の演習ができる。	3	30	1	○	○		○				

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)

専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○		成人看護学概論	成人期にある対象を全人的に理解できる	1	15	1	○			○		○		
○		成人援助論Ⅰ(呼吸/循環機能障害の看護)	呼吸・循環機能障害のある対象およびその家族の看護が習得できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		成人援助論Ⅱ(栄養代謝、造血/免疫機能障害の看護)	栄養代謝・造血・免疫機能に障害のある対象およびその家族の看護が習得できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		成人援助論Ⅲ(脳・神経/感覚機能障害、運動機能障害の看護)	脳神経・運動・感覚機能に障害のある対象およびその家族の看護が習得できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		成人援助論Ⅳ(内部環境/性・生殖機能障害の看護)	内部環境・性生殖機能に障害のある対象およびその家族の看護が習得できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		成人援助論Ⅴ(周手術期看護)	周手術期の対象およびその家族の看護が習得できる	2	15	1	○	○		○		○		
○		成人援助論Ⅵ(緩和ケア)	終末期の緩和ケアが必要な対象およびその家族の看護が習得できる	3	15	1	○	○		○		○		
○		成人看護学演習	事例および受け持ち患者の情報をもとに、成人期にある患者およびその家族に必要な看護の演習ができる	3	30	1	○	○		○		○		

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)

専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		老年看護学概論	老年期にある対象を全人的に理解できる	1	15	1	○			○		○		
○		老年援助論Ⅰ (日常生活の援助)	老年期にある対象およびその家族の日常生活に必要な看護が習得できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		老年援助論Ⅱ (健康障害と看護)	老年期にある対象およびその家族に特徴的な疾患とその看護が実践できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		老年看護学演習	老年期にある人の特徴と予防方法を学ぶ。障害をもちながら生活する対象への援助方法を学ぶ	3	30	1	○	○		○		○		
○		小児看護学概論	小児各期の身体的・精神的・社会的・情緒的発達を理解し、子どもの人権及び倫理を尊重し、家族・養育者を含めた小児看護の役割について学ぶ。	1	15	1	○			○		○		
○		小児援助論Ⅰ	日常生活に関する小児各期にある対象や家族の生活能力をアセスメントし、子どもに合わせた援助方法を学ぶ。	3	30	1	○	○		○		○		
○		小児援助論Ⅱ (健康障害と看護)	小児期にある対象およびその家族に特徴的な疾患とその看護が実践できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		小児看護学演習	事例および受け持ち患者の情報をもとに、小児期にある対象およびその家族に必要な看護の演習ができる	3	30	1	○	○		○		○		

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)														
専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		母性看護学概論	母性の各期にある対象を全人的に理解できる	1	15	1	○	○		○		○		
○		母性援助論Ⅰ (周産期・ハイリスクの看護)	妊娠・出産・産褥期の対象および新生児とその家族の看護が実践できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		母性援助論Ⅱ (母性看護技術)	妊娠・出産・産褥・新生児期に必要な特徴的な援助技術が習得できる	2	30	1	○	○		○		○		
○		母性看護学演習	事例および受け持ち患者の情報をもとに、母性および新生児期にある対象およびその家族に必要な看護の演習ができる	3	30	1	○	○		○		○		
○		精神看護学概論	精神障害を持つ対象にあった看護を総合的に理解できる	1	15	1	○	○		○		○		
○		精神保健	こころの健康の保持増進にかかわる制度や法律が理解できる	1	15	1	○			○		○		
○		精神援助論Ⅰ (対象理解とケア)	健康障害の段階に応じた対象理解とケアが理解できる	2	15	1	○	○		○		○		
○		精神援助論Ⅱ (健康障害と看護)	精神の疾病を有している人の病気の特徴・症状・治療法を理解し演習できる	3	30	1	○	○		○		○		

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)														
専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		医療安全Ⅰ	看護における事故発生のメカニズムを理解し医療安全の必要性が理解できる	4	15	1	○			○		○		
○		看護管理	看護管理の概念および看護組織が担う役割やマネジメントが理解できる	4	30	1	○			○		○		
○		国際看護Ⅰ	日本の看護の基盤をもとに、世界で活躍するための基盤を養うことができる	4	30	1	○			○		○	○	
○		国際看護Ⅱ	世界で活躍している医療者・看護者の考え方や実際の看護を学ぶことができる	4	15	1	○			○		○		
○		災害看護Ⅰ	災害時の活動を実践するための基礎を学ぶことができる	4	15	1	○			○		○	○	
○		看護研究Ⅰ-1	看護を探究するための看護研究方法の基礎を学ぶことができる	3	15	1	○			○		○		
○		看護研究Ⅰ-2	既習の学習をもとに事例研究と発表の実際を体験できる	4	15	1	○	○		○		○		○
	○	医療安全Ⅱ	グループワークを通して、既習の医療機関での安全対策、院内感染予防対策・看護における安全対策・感染予防対策を振り返り、病気の特徴を捉えた上でのハン医療安全の在り方について学ぶ。											
	○	災害看護Ⅱ	グループワークを通して、災害時における被害対応や災害時におきやすい健康や生活上の問題とその対応について、災害看護の視点から具体的に学ぶ。	4	60	4		○	○	○	○	○		○
	○	看護研究Ⅱ	看護研究Ⅰ-1で学んだことを踏まえ、研究発表の場を体験する。											

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)

専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		看護統合演習Ⅰ	各発達段階にある対象の看護を臨地実習にて展開したことを振り返り対象者の看護を総合的に補完することを目的とする。	3	30	1	○	○		○				
○		看護統合演習Ⅱ	各発達段階にある対象の看護を臨地実習にて展開したことを振り返り対象者の看護を総合的に補完することを目的とする。	4	30	1	○	○		○				
○		看護統合演習Ⅲ	各発達段階にある対象の看護を臨地実習にて展開したことを振り返り対象者の看護を総合的に補完することを目的とする。	4	30	1	○	○		○				
○		総合看護論	看護のマネジメント能力を養うとともに、対象に応じた看護実践能力を養う。	4	15	1	○	○		○				
○		総合看護論演習	優先順位の判断能力を身につけられるよう事例を通して学ぶ。臨床現場の多様さに応じた看護のマネジメント能力、対象に応じた看護実践能力を養う。	4	30	1	○	○		○				
○		多職種連携演習Ⅰ	チーム医療を促進するための福祉・医療系専門職の協働の必要性、および専門職の連携の課題について学ぶ。	3	30	1	○	○		○				
○		多職種連携演習Ⅱ	チーム医療を促進するための福祉・医療系専門職の協働の必要性、および専門職の連携の課題について学ぶ。	4	30	1	○	○		○				

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)														
専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		基礎看護学実習 I (人間関係・日常生活援助)	既習の学習をもとに療養中の対象への日常生活援助を通して、対象およびその家族に対する人間関係を円滑にできる	2	45	1			○		○	○	○	○
○		基礎看護学実習 II (看護過程の展開)	既習の学習をもとに療養中の対象およびその家族への看護過程が展開できる	2	90	2			○		○	○	○	○
○		地域・在宅看護論実習 I	訪問看護ステーションにおける実践を通して看護師の役割を学び、包括ケアシステムの必要性が理解できる	3	45	1			○		○	○	○	○
○		地域・在宅看護論実習 II	老人保健施設に入所している利用者およびその家族を理解し施設での看護の実践ができる	3	45	1			○		○	○	○	○
○		成人看護学実習 I (急性期)	成人期で急性期にある対象および家族を理解し看護過程の展開ができる	3	90	2			○		○	○	○	○
○		成人看護学実習 II (慢性期)	成人期で慢性期にある対象および家族を理解し看護過程の展開ができる	3	90	2			○		○	○	○	○
○		成人看護学実習 III (回復期)	成人期で回復期にある対象および家族を理解し看護過程の展開ができる	3	90	2			○		○	○	○	○
○		老年看護学実習 I (急性～回復期)	老年期で急性期から回復期にある対象および家族を理解し看護過程の展開ができる	3	90	2			○		○	○	○	○
○		老年看護学実習 II (慢性～終末期)	老年期で慢性期から終末期にある対象および家族を理解し看護過程の展開ができる	4	90	2			○		○	○	○	○

(医療専門課程 看護学科) 2024年度(8期生用)														
専門分野		授業科目名	授業科目概要	配当年次	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択						講義	演習	実験・実習実技	校内	校外	専任	兼任	
○		小児看護学実習 I	健康な乳幼児の成長発達を理解し、基本的な生活習慣の獲得支援ができる	4	45	1			○		○	○	○	○
○		小児看護学実習 II	成長・発達している小児とその家族を総合的に理解し、健康障害に応じた看護過程の展開ができる	4	45	1			○		○	○	○	○
○		母性看護学実習	マタニティサイクルにある対象を理解し、対象の健康・維持・回復のための看護ができる	4	90	2			○		○	○	○	○
○		精神看護学実習	精神の健康障害を持つ対象およびその家族を理解し、看護過程の展開ができる	4	90	2			○		○	○	○	○
○		看護の統合と実践実習	看護チームの一員としてリーダーシップ・複数患者の看護・多重課題の取り組み・看護管理の概要を実践できる	4	90	2			○		○	○	○	○

臨地実習の構造化

学年	月	分野	科目名	経過・対象例	単位数 (時間)	実習 日数	実習施設
2 年 次	9月	専 門 分 野	基礎看護学実習Ⅰ	人間関係・日常生活 援助	1(45)	6日間	光生病院 岡山中央病院
	2月		基礎看護学実習Ⅱ	看護過程の展開	2(90)	12日間	心臓病センター榊原病院
3 年 次	6月～		成人看護学実習Ⅰ	急性期	2(90)	12日間	光生病院 おおもと病院
			成人看護学実習Ⅱ	慢性期	2(90)	12日間	光生病院
			成人看護学実習Ⅲ	回復期	2(90)	12日間	岡山中央病院 光生病院 心臓病センター榊原病院
			老年看護学実習Ⅰ	急性期～回復期	2(90)	12日間	瀬戸内市民病院
4 年 次	5月～		老年看護学実習Ⅱ	慢性期～終末期	2(90)	12日間	倉敷スイートホスピタル
			小児看護学実習Ⅰ	保育所	1(45)	6日間	めぐみ幼保連携型認定こども園
			小児看護学実習Ⅱ	診療所：有病児デイケア	1(45)	6日間	青木内科小児科医院
			母性看護学実習	外来	2(90)	12日間	岡山中央病院 うちかど助産院 くにさだ助産院 サン・クリニック
		褥室					
		新生児室					
精神看護学実習		2(90)	12日間	山陽病院			
3 年 次	6月～	地域・在宅看護論実習Ⅰ	訪問看護	1(45)	6日間	朝日医療訪問看護ステーション 通所介護事業所アイリーフ ディサービスセンター西口 朝日医療クリニック デイケア	
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	老人保健施設	1(45)	6日間	光生リハビリ苑 はるか	
4 年 次	10月		看護の統合と実践実習		2(90)	12日間	光生病院 心臓病センター榊原病院